

(案)
警備業務請負契約書

1. 業務名 令和8年度四国森林管理局 庁舎・構内並びに駐車場等警備業務
2. 実施場所 四国森林管理局（高知市丸ノ内1丁目3番30号）
3. 事業内容 別紙1「庁舎・構内・駐車場等警備要領」のとおり
4. 契約金額 ¥○,○○○,○○○.一
(うち、消費税及び地方消費税額 ¥○○○,○○○.一)
一ヶ月当たりの金額 ¥○○○,○○○.一
5. 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
6. 支払場所 四国森林管理局
7. 契約保証金 免除する。
8. 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり

上記契約について、発注者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と、請負者 ○○○○○○○○○ ○○○○○○ ○○ ○○（以下「乙」という。）は、次の条項により締結し、その契約の成立を証するため本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

(発注者)甲 高知県高知市丸ノ内1丁目3番30号
支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

(請負者)乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○○
○○○○○ ○○ ○○

契 約 条 項

(総則)

- 第1条 乙は、別紙1「庁舎・構内・駐車場等警備要領」（以下「警備要領」という。）に従い庁舎・構内並びに駐車場等の警備を行うものとする。
- 2 乙は、警備要領に明示されていないことで、疑義を生じたときは、甲が指定した職員の指示を受けるものとする。

(警備員の届出)

- 第2条 乙は、この警備に従事する警備員の住所、氏名、年令、略歴を書面をもって甲に届出るものとする。
- 警備員を変更した場合も同様とする。

(警備員に対する異議)

- 第3条 甲は、警備の実施上著しく不適当と認められるときは、その事由を明示して乙にその者の交替を要求することができる。
- 2 乙は、前項の要求があったときは、これに応じるものとする。

(施設等の使用)

- 第4条 甲は、次に掲げる施設等を乙に無料で使用させるものとする。
- (1) 玄関守衛室、夜間受付室及び宿直室並びにこれらに付随する一切の器具
- (2) 警備上必要と認められる電話の使用料及び光熱水料

(身元保証等)

- 第5条 乙は、警備員の身元保証及び規律の保持並びに衛生の管理に関し一切の責を負うものとする。

(機密の保持)

- 第6条 乙は、職務上知り得た甲の機密事項を他に漏らしてならない。

(損失の負担)

- 第7条 乙は、庁舎及び甲の機械器具その他の物品を汚損し、棄損し又は亡失しないよう十分な管理を行うものとする。
- 2 乙は、自己の責に帰する事由により前項の損害を生じたときは、乙の負担において修復をなし又は弁償金として、甲の認定する金額を、甲の指定する期限内に納付するものとする。
- 3 乙は業務の実施について第三者に損害を与えたときは、直ちに甲に報告し、乙の負担において賠償するものとする。ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由によるときにはその限度において甲の負担とする。

(実施報告)

第8条 乙は、警備業務に従事したときは、その都度（休日等は除く）別紙様式1「庁舎・構内・駐車場等警備日誌」（以下「警備日誌」という。）の内容を四国森林管理局長が指定した職員に確認させるものとする。

(検査)

第9条 乙は、第1条第1項の警備を終了したときは、毎日（休日等の場合はその翌日）警備日誌を提出して、甲が指定した職員の検査を受けるものとする。

甲が指定した職員が合格と認めたときは、警備日誌に確認済みのチェックをするものとする。

(契約解除等の請負代金)

第10条 甲が、契約期間中に契約を解除した場合の請負代金は、日割り計算により、契約履行のあった期間に相当する額とする。

2 甲が契約期間中に、契約の一部を変更した場合の請負代金は、甲乙協議の上定めるものとする。

(請負代金の支払い)

第11条 乙は、毎月1回所定の手続きにより、前月分の検査に合格した1ヶ月当たりの請負代金の支払いを、甲に請求するものとする。

2 甲は、第1項の支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、乙に支払うものとする。

3 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

4 四国厚生支局高知支部・高知県産業振興推進部統計分析課・高知県総務部行政管理課（ワーカステーション）・高知県総務部管財課の代金は、それぞれの官署支出官または支出負担行為担当官等により支払を行うものとし、分担金額については支払請求書の受理後、甲から乙へ通知する。

5 前項の規定によりそれぞれの支払官署等が直接、乙に支払うこととする分担額を約定期間内に支払わないときの遅延利息の請求は、当該支払官署等に対して行うものとする。

(請負代金の更改)

第12条 甲は、経済事情の変動若しくは、やむを得ない事情があると認めたときは、乙と協議の上請負代金を更改できるものとする。

(契約不履行による違約金)

第13条 乙は、自己の責に帰する事由により、第1条第1項の警備を怠った日があるときは、1日につき1ヶ月当たり請負代金の10分の1に相当する金額を違約金として甲の指定する期限内に納付するものとする。

(契約の解除)

- 第14条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 乙が、契約上の義務を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 契約の履行について、乙の義務遂行が著しく不誠実と認められ、又は乙が契約を誠実に履行する意思がないとき。
- 2 前項の規定により契約を解除したときは、乙は請負代金総額の10分の1に相当する金額を、違約金として甲の指定する期限内に甲に納付するものとする。

(延滞金)

- 第15条 乙は、天災地変等やむを得ない理由以外で、甲に支払うべき債務が生じた場合において、その債務額を甲の指定する期限内に甲に納付しないときは、指定期限の翌日から納付の日までの日数に応じ債務額に対し、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を延滞金として併せて甲に納付するものとする。

ただし、延滞金の額が100円未満であるときはこの限りでない。

(債権債務の相殺)

- 第16条 甲は、この契約により乙から甲に支払うべき債務が生じたときは、請負代金と相殺することができる。この場合において、乙の支払うべき金額が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その不足額について甲の指示するところによりこれを納入しなければならない。
- 2 乙が、この契約に基づく延滞金、違約金又は賠償金を甲の指定する期限までに納付しないときは、甲は、乙から遅滞日数1日につき国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき、財務大臣が決定する率の割合で計算した遅滞金を徴収する。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第17条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用者を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
- 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第18条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
 - 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(権利義務の譲渡)

第19条 乙は、この契約に属する権利又は義務を、甲の承認を得ないで第三者に譲渡し又は、継承させてはならない。

(再委託の禁止)

第20条 乙は、契約の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

- 2 「主たる部分」とは、当該契約における警備業務に関する作業をいう。

(環境負荷低減への取組)

第21条 売渡人は、事業の実施に当たり、関連する環境関係法令を遵守するとともに、新たな環境負荷を与えることにならないよう、生物多様性や環境負荷低減に配慮した事業実施及び物品調達、機械の適切な整備及び管理並びに使用時における作業安全、事務所や車両・機械などの電気や燃料の不必要的消費を行わない取組の実施、プラスチック等の廃棄物の削減、資源の再利用等に努めるものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約書に定めていない事項については、必要に応じ甲乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決)

第23条 この契約について紛争が生じたときは、甲乙協議して定める第三者の調停により解決するものとする。

別 紙

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。）、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

- 第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

- 第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。